

山梨県公報

第千八百五十八号

平成二十年

六月二日

月 曜 日

公 告

平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

目 次

土地改良区の定款の一部変更の認可	三〇三
浸水想定区域等の指定	三〇三
公 告	
落札者等の決定について	三〇三
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三〇三
特別保護地区の指定について	三〇四
公聴会の実施	三〇五
平成二十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度	三〇五
土地改良区役員の退任及び就任	三〇六
県営土地改良事業の計画変更に伴う公告	三〇七
水防警報をする河川の指定	三〇七

告 示

山梨県告示第百六十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年五月二十三日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。
 平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百六十一号

富士川水系滝戸川、境川、坪川、滝沢川及び芦川に係る浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第三項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所、峡東建設事務所及び峡南建設事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

● 落札者等の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量
 i J A M P (行財政情報サービス) の受信 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県企画部企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
 平成二十年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号

五 随意契約に係る契約金額
 三千五百九十一万円

六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

七 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七政令

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十年五月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人なんぶ農援隊

2 代表者の氏名 鈴木俊輔

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡南部町本郷八千三百二十一番地

4 定款に記載された目的

この法人は、主に南部町内より生ずる生ゴミを回収して、有用微生物の発酵作用により肥料・飼料化し、有機栽培農業及び畜産業に活用し、農業の向上・環境の浄化・健康増進のための事業を行い、大自然の生命を大切にした共存・共栄の地域づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年五月十五日から同年七月十四日まで

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等を次のとおり公告し、この公告の日から平成二十年六月十六日まで縦覧に供する。

平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 御岳特別保護地区

1 特別保護地区の名称 御岳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

甲府市所在中北県有林事業区第九十六林班い・い₁・い₂・い₃・い₄・い₅・ろ₁・ろ₂・ろ₃・ろ₄・ろ₅は₁は₂は₃は₄は₅ろ₁ろ₂ろ₃ろ₄ろ₅い₁い₂い₃い₄い₅ろ₁ろ₂ろ₃ろ₄ろ₅は₁は₂は_{3</}

集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

本栖鳥獣保護区は、南巨摩郡身延町および南都留郡富士河口湖町に位置する本栖湖を中心とした地域であり、ヤマツツジやアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。

特に、当鳥獣保護区の中でも、本栖湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されており、富士箱根伊豆国立公園第一種特別地域にも指定されている。

このため、当該区域は、本栖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、水面全域を特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 本栖湖等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

(4) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所
山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において読み替えて準用する第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 御岳特別保護地区

1 開催日時
平成二十年六月二十四日（火）午後二時

2 開催場所

山梨県北巨摩合同庁舎四階四〇一会議室
山梨市本町四丁目二番四号

3 聴こうとする案件

御岳特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

山梨県森林環境部中北林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五一 一三三 三〇八八）

二 本栖特別保護地区

1 開催日時

平成二十年六月二十五日（水）午後二時

2 開催場所

富士吉田市上吉田一丁目二番五号 山梨県富士吉田合同庁舎三階中会議室

3 聴こうとする案件

本栖特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問い合わせ先

都留市田原三丁目三番三号 山梨県森林環境部富士・東部林務環境事務所森づくり推進課（電話〇五五四 四五 七八二二）

● 平成二十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十年六月二日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇一・七二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・六九ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一八五・九七ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・三三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
諏沢地区水源かん養保安林	一、七四〇・六五ヘクタール
諏沢地区土砂流出防備保安林	一四一・〇二ヘクタール
諏沢地区干害防備保安林	七・一一ヘクタール

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
歌田 優	中澤 勇次	永関 茂	内藤 太喜	小野 幸男	小野 勝	田中 司郎	川久保保之	櫻井 秀樹	輿石 芳一	古屋 富蔵	中澤恵之助	深澤 清敏	同
○ 同	同	七 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上黒澤一六五三五 同	下黒澤二〇〇五 同	下黒澤一八〇三一 同	下黒澤一六三八 同	下黒澤七〇七 同	下黒澤七四八 同	下黒澤九四八 同	下黒澤二八六七 同	下黒澤二七五〇 同	下黒澤一九三二 同	上黒澤八六一 同	下黒澤二〇二四 同	下黒澤一六四四二 同	同

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
 県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業牧丘東部地区）の変更後の土地改良事業計画の
 概要を縦覧に供する。
 平成二十年六月二日

山梨県知事 横内正明

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報を
 する河川を次のとおり指定した。
 平成二十年六月二日

水系名	河川名	指 定 区 間
富士川	滝戸川	（左岸） 甲府市下向山町千八百十番地先境橋から 中央市高部千四十九番の二地先新滝戸川橋まで （右岸） 甲府市下向山町三千九百五番の十地先境橋から 中央市高部千九百二十二番の四地先新滝戸川橋まで
	境川	（左岸） 笛吹市境川町石橋二千四百六十一番の三地先常石橋から 甲府市白井町九百五十番の四地先白井河原橋まで （右岸） 笛吹市境川町藤袋千四百十九番地の二地先常石橋から 甲府市白井町二千二百八十番の一地先白井河原橋まで
	坪川	（左岸） 南アルプス市落合村北百十八番の二地先から 南アルプス市川西七番の一地先まで （右岸） 南アルプス市落合神明二百二十九番地の二地先から 南巨摩郡増穂町大柵八百九十六番の一地先まで
	滝沢川	（左岸） 南アルプス市西南湖四千四百一番の四地先湖南橋から 南アルプス市川東四十二番地先まで （右岸） 南アルプス市西南湖四千四百二十七番地先湖南橋から 南アルプス市川西七番の一地先まで
	芦川	（左岸） 西八代郡市川三郷町市川大門四千五百三十二番地先から 西八代郡市川三郷町市川大門二千五百四十七番地先まで （右岸） 西八代郡市川三郷町上野四百二十番の一地先から 西八代郡市川三郷町市川大門三千百十一番の二地先まで

山梨県知事 横内正明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番